

愛知県都市職員共済組合財形住宅貸付事業事務費分担規程

○ 愛知県都市職員共済組合財形住宅貸付事業事務費分担規程

(昭和 54 年 5 月 31 日)
(昭和 54 年 規 程 第 5 号)

改正 平成 3 年 6 月 5 日 規 程 第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合定款（37都共公告第 1 号）附則第 6 項に定める財形住宅貸付事業にかかる事務に要する費用を、組合を組織する地方公共団体が負担する方法について必要な事項を定めるものとする。

(平3規程4・一部改正)

(負担金の額)

第 2 条 負担金の年額は、当該年度の予算総則で定める額に、当該年度の初日現在における勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第 6 条の 2 に規定する勤労者財産形成貯蓄を有している組合員の所属する地方公共団体の組合員数を乗じて得た額とする。

(負担金の払込期日)

第 3 条 前条の規定に該当する地方公共団体は、毎年度 5 月末日までに負担金の年額を組合に払い込まなければならない。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、昭和54年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 年 6 月 5 日 規 程 第 4 号)

この規程は、公告の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。